

川崎市教育委員会規則第 9 号

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市教育委員会

教育長    小   田   嶋   満

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成１３年川崎市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の１条を加える。

（取得した紙による文書の電子正本化）

第５条の２ 所管課の職員が職務上取得した紙による文書（完結した公文書（以下「完結文書」という。）及び教育長が定めるものを除く。）については、別に定めるところにより、当該文書をスキャナにより読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）をもって代えることができる。

２ 前項の規定による電子正本の作成に用いた紙による文書については、当該文書の保存期間にかかわらず、第７条第１項ただし書に規定する特に軽易な公文書とみなして保存するものとする。

第８条第１項中「完結した公文書（以下「完結文書」という。）」を「完結文書」に改める。

第１０条第２項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が定めるものにあつては、この限りでない。

第１０条に次の１項を加える。

３ 第５条の２第２項の規定は、前項の規定による同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第１０条第２項本文」と、「電子正本の作成に用いた紙による文書」とあるのは「内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に用いた完結文書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。